変更前	変更後	変更理由
公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会 使用料規程	公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会 使用料規程	
平成14年3月1日届出 -部変更 平成18年9月8日届出 -部変更 平成20年3月7日届出 -部変更 平成22年6月28日届出 -部変更 平成24年4月13日届出 -部変更 平成25年3月1日届出 -部変更 平成25年3月1日届出 -部変更 平成26年3月18日届出 -部変更 平成26年9月17日届出 (新設) (略) 第2章 レコード実演の利用 (略) 第3条 (放送用録音等) (略) 2. 地上波放送を行う一般放送事業者の放送用録音等 (1)地上波放送を行う一般放送事業者が行う放送用録音等について、年間の包括的利用許 苦契約を締結する場合の使用料は、著作権法第95条第10項の規定に基づいて実施す	平成14年3月1日届出 一部変更 平成18年9月8日届出 一部変更 平成20年3月7日届出 一部変更 平成22年6月28日届出 一部変更 平成24年4月13日届出 一部変更 平成25年3月1日届出 一部変更 平成26年3月18日届出 一部変更 平成26年9月17日届出 一部変更 平成29年3月10日届出 (略) 第2章 レコード実演の利用 (略) 第3条 (放送用録音等) (略) 2. <u>地上放送</u> を行う <u>放送事業者(日本放送協会及び放送大学学園を除く。)</u> の放送用録音等 (1) 地上放送を行う放送事業者(日本放送協会及び放送大学学園を除く。) が行う放送用録音等 (1) 地上放送を行う放送事業者(日本放送協会及び放送大学学園を除く。) が行う放送用録音等について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、著作権法第	改正履歴を追加した。 他の表記と統一した。 放送法上の「一般放送事業者」と同一であるとの誤解を招きやすい為、より正確な表
る協議により決定する二次使用料の額の7分の3に相当する額以内で <u>地上波放送</u> を行う 一般放送事業者との協議により定める額に消費税相当額を加算して算出した額とする。	95条第10項の規定に基づいて実施する協議により決定する二次使用料の額の7分の3に相当する額以内で <u>地上放送</u> を行う <u>放送事業者(日本放送協会及び放送大学学園を除く。)</u> との協議により定める額に消費税相当額を加算して算出した額とする。	記に変更した。(第3条2.(1)(2)、第4条1.(1)(3)、第4条2.(1)、第11条2.(備考)②)
(2)(1)にかかわらず、 <u>コミュニティ放送局</u> が行う放送用録音等について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、「6.その他」の規定を適用して定める。	(2)(1)にかかわらず、 <u>コミュニティ放送事業者(ラジオ放送を行う者に限る。以下同</u> <u>じ。)</u> が行う放送用録音等について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用 料は、「6. その他」の規定を適用して定める。	より正確な表記に変更した。
(略)	(略)	
第4条 (放送番組に使用されたレコード実演の送信可能化)番組を送信可能化する場合の使用料は、次により算出した額に、消費税相当額を加算した額とする。1. 放送と同時のストリーム送信を目的とする利用	第4条 (放送番組に使用されたレコード実演の送信可能化)番組を送信可能化する場合の使用料は、次により算出した額に、消費税相当額を加算した額とする。1. 放送と同時のストリーム送信を目的とする利用	

次に掲げる番組の利用について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は以 下のとおりとする。

(1) 地上放送を行う一般放送事業者(コミュニティ放送事業者を除く。)が放送するラジオ 番組(コマーシャルを除く。)

(略)

(新設)

(3) 衛星放送を行う放送事業者が放送するテレビ番組(コマーシャルを除く。)

		情報料又は広告料等収入が	収入がない場合
		ある場合	
ν	a. 50%超	情報料及び広告料等収入の	1時間当たり 2.4 円に番組当たり
コード		4.35%	総ストリーム時間を乗じて得た額
	b. 20%超	情報料及び広告料等収入の	1時間当たり 1.2円に番組当たり
実演使用時間	50%以下	3.10%	総ストリーム時間を乗じて得た額
時間	c. 20%以下	情報料及び広告料等収入の	1時間当たり 0.4 円に番組当たり
比		1.25%	総ストリーム時間を乗じて得た額
最低使用料		1サービスメニュー	あたり月額 25,000 円とする

次に掲げる番組の利用について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料 は以下のとおりとする。

(1) 地上放送を行う<u>放送事業者</u>(<u>日本放送協会、放送大学学園及び</u>コミュニティ放送事 業者を除く。) が放送するラジオ番組(コマーシャルを除く。)

(略)

(3) 地上放送を行う放送事業者(日本放送協会及び放送大学学園を除く。)が放送するテ│新規サービスに対応する為、表を追加し レビ番組(コマーシャルを除く。)

		情報料又は広告料等収入が	収入がない場合
		<u>ある場合</u>	
レ	<u>a. 50%超</u>	情報料及び広告料等収入の	1時間当たり 2.4 円に番組当たり
コール		4.35%	総ストリーム時間を乗じて得た額
実	<u>b. 20%超</u>	情報料及び広告料等収入の	1時間当たり1.2円に番組当たり
ド実演使用時間	<u>50%以下</u>	<u>3.10%</u>	総ストリーム時間を乗じて得た額
時間	c. 20%以下	情報料及び広告料等収入の	1時間当たり 0.4 円に番組当たり
比		<u>1.25%</u>	<u>総ストリーム時間を乗じて得た額</u>
最低使用料		1サービスメニュー	あたり月額 25,000 円とする

(4) 衛星放送を行う放送事業者が放送するテレビ番組(コマーシャルを除く。)

	17 HEALE 11 / MAE + X 1 W MAE / S / V OB ME (V / / · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
		情報料又は広告料等収入が	収入がない場合	
		ある場合		
レ	a. 50%超	情報料及び広告料等収入の	1時間当たり 2.4 円に番組当たり	
コード		4.35%	総ストリーム時間を乗じて得た額	
1 :	b. 20%超	情報料及び広告料等収入の	1時間当たり 1.2 円に番組当たり	
実演使用	50%以下	3.10%	総ストリーム時間を乗じて得た額	
時	c. 20%以下	情報料及び広告料等収入の	1時間当たり0.4円に番組当たり	
間比		1.25%	総ストリーム時間を乗じて得た額	
最低使用料		1サービスメニュー	あたり月額 25,000 円とする	

第4条1.(3)を新設した為、号数を修 正した。

(新設)

(4) 非営利教育機関(学校教育法に定める学校に限る。)が放送する番組 レコード実演数にかかわらず、年額30,000円とする(利用期間が1年に満たない場合 は月額3,000円に利用月数を乗じた額とし、上限を30,000円とする)。

(5) その他の番組

上記(1)(2)(3)(4)以外の番組を送信可能化する場合の使用料は、利用者と協議のうえ、その使用料を定めるものとする。

- 2. オンデマンド型のストリーム送信を目的とする利用 次に掲げる番組の利用について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は以 下のとおりとする。
- (1) 地上放送を行う一般放送事業者が放送したテレビ番組(コマーシャルを除く。)

(略)

第11条 (放送実演の送信可能化)

(略)

2. 地上放送を行う<u>一般放送事業者</u>が行うオンデマンド型のストリーム送信及びダウンロード送信を目的とする利用

テレビ番組を、オンデマンド型のストリーム送信及びダウンロード送信を目的として送信可能化する場合の使用料の額は、次の計算式により算出した額に消費税相当額を加算した額とする。

(略)

(備考)

(略)

(5) 有線放送事業者が有線放送するテレビ番組(コマーシャルを除く。)

 	11/P1/PER 1 NIC 1		1 1 2 1/4 10/
		情報料又は広告料等収入が	収入がない場合
		<u>ある場合</u>	
レ	<u>a. 50%超</u>	情報料及び広告料等収入の	1時間当たり2.4円に番組当たり
コー		<u>4.35%</u>	総ストリーム時間を乗じて得た額
L ³			
実	<u>b. 20%超</u>	情報料及び広告料等収入の	1時間当たり 1.2 円に番組当たり
ド実演使用時間	50%以下	<u>3.10%</u>	総ストリーム時間を乗じて得た額
用			
時間	<u>c. 20%以下</u>	情報料及び広告料等収入の	<u>1 時間当たり 0.4 円に番組当たり</u>
比		1.25%	総ストリーム時間を乗じて得た額
最低使用料		1サービスメニュー	<u>あたり月額 25,000 円とする</u>
_			

(6) 非営利教育機関(学校教育法に定める学校に限る。)が放送する番組 レコード実演数にかかわらず、年額30,000円とする(利用期間が1年に満たない場合は月額3,000円に利用月数を乗じた額とし、上限を30,000円とする)。

(7) その他の番組

上記 (1) から (6) 以外の番組を送信可能化する場合の使用料は、利用者と協議の うえ、その使用料を定めるものとする。

2. オンデマンド型のストリーム送信を目的とする利用 次に掲げる番組の利用について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料 は以下のとおりとする。

(1) 地上放送を行う<u>放送事業者(日本放送協会及び放送大学学園を除く。)</u>が放送したテレビ番組(コマーシャルを除く。)

(略)

第11条 (放送実演の送信可能化)

(肥

2. 地上放送を行う<u>放送事業者(日本放送協会及び放送大学学園を除く。)</u>が行うオンデマンド型のストリーム送信及びダウンロード送信を目的とする利用テレビ番組を、オンデマンド型のストリーム送信及びダウンロード送信を目的として送信可能化する場合の使用料の額は、次の計算式により算出した額に消費税相当額を加算した額とする。

(略)

(備考)

(略)

第4条1.(3)及び(5)を新設した為、 号数を修正した。

新規サービスに対応する為、表を追加し

た。

第4条1.(3)及び(5)を新設した為、 号数を修正した。 (2) 本条における使用料に関する取り扱いについては、以下のとおりとする。

(略)

② 「1.日本放送協会が行うオンデマンド型のストリーム送信を目的とする利用」 及び「2. 地上放送を行う一般放送事業者が行うオンデマンド型のストリー ム送信及びダウンロード送信を目的とする利用」において、送信可能化する者 以外の者が使用料を支払うことを申し出、本協議会がこれを認めたときは、当 該申し出を行った者が使用料を支払うことができる。その際の使用料は、次の 計算式により算出した額に消費税相当額を加算した額とする。

(略)

附則

(実施の日)

- 1. 本規程は、平成14年4月1日から実施するものとする。
- 2. 本規程のうち、第3条乃至第12条は、平成18年10月8日から実施するものとする。
- 3. 本規程のうち、「第3条の3. 衛星放送を行う放送事業者の放送用録音等」、「第3条の5. 有線ラジオ放送を行う有線放送事業者の放送用録音等」および「第4条の1 (2). コミュニ ティ放送事業者が自ら制作し放送するラジオ番組(コマーシャルを除く)」の規定については、 平成20年4月7日から実施する。
- 4. 本規程のうち、第11条は平成22年7月29日から実施する。
- 5. 本規程のうち、第1条は平成24年5月14日から実施する。
- 6. 本規程のうち、第11条は平成25年4月1日から実施する。
- 7. 本規程のうち、第4条第1項(3)は平成26年4月18日から実施する。
- 施する。

(新設)

以上

(2) 本条における使用料に関する取り扱いについては、以下のとおりとする。

(略)

② 「1. 日本放送協会が行うオンデマンド型のストリーム送信を目的とする利用」及び 「2. 地上放送を行う**放送事業者(日本放送協会及び放送大学学園を除く。)**が行うオン デマンド型のストリーム送信及びダウンロード送信を目的とする利用」において、送信可 能化する者以外の者が使用料を支払うことを申し出、本協議会がこれを認めたときは、当 該申し出を行った者が使用料を支払うことができる。その際の使用料は、次の計算式によ り算出した額に消費税相当額を加算した額とする。

(略)

附 則

(実施の日)

- 1. 本規程は、平成14年4月1日から実施するものとする。
- 2. 本規程のうち、第3条乃至第12条は、平成18年10月8日から実施するものとする。
- 3. 本規程のうち、「第3条の3. 衛星放送を行う放送事業者の放送用録音等」、「第3条の5. 有線ラジオ放送を行う有線放送事業者の放送用録音等」および「第4条の1(2). コミュニ ティ放送事業者が自ら制作し放送するラジオ番組(コマーシャルを除く。)」の規定について は、平成20年4月7日から実施する。
- 4. 本規程のうち、第11条は平成22年7月29日から実施する。
- 5. 本規程のうち、第1条は平成24年5月14日から実施する。
- 6. 本規程のうち、第11条は平成25年4月1日から実施する。
- 7. 本規程のうち、第4条第1項(3)は平成26年4月18日から実施する。
- 8. 本規程のうち、第4条第2項(3)及び第4条第3項は平成26年10月17日から実 8. 本規程のうち、第4条第2項(3)及び第4条第3項は平成26年10月17日から実 施する。
 - 9. 本規程のうち、第4条第1項(3)及び(5)は平成29年4月10日から実施する。

実施期日を追加した。

以 上

◆商業用レコ	・商業用レコードの貸与に係る報酬等分配規程細則			
条数	変更箇所	変更前	変更後	
	改正履歴を追加した。	(新設)	平成29年2月18日一部改正	
【第2条】	本外回体への分配額に対する子数科 率を10%とする(新第2条第1項第	(手数料の料率) 第2条 分配規程第4条第3項に定める手数料の料率は,7%とする。 2 前項の規定に関わらず、分配規程第2条第(2)号に定める権利者に係る、分配規程 第4条第3項に定める手数料の料率は20%とする。 (新設)	(手数料の料率) 第2条 分配規程第4条第3項に定める手数料の料率は、以下のとおりとする。 (1)分配規程第2条第(1)号に定める権利者 7% (2)分配規程第2条第(2)号に定める権利者 20% (3)分配規程第2条第(3)号に定める権利者 10%	
			(分配対象カタログの確定方法) 第3条 分配対象カタログの確定には、 <u>音楽の著作物に関する著作権等管理事</u> 業者が実施する使用実態調査データを使用する。	
【実施期日】	実施期日を追加する。	(新設)	10. この細則は、平成27年度以降に徴収した報酬等に適用する。	

◆商業用レニ	商業用レコードの貸与に係る報酬等クレーム基金細則			
条数	変更箇所	変更前	変更後	
	改正履歴を追加した。	(新設)	平成29年2月18日一部改正	
【第6条】		(申請内容の確認) 第6条 隣接権センターは、申請を受けた場合、隣接権センターの保管する資料との照合または一般社団法人日本音楽著作権協会への照会等により、クレーム申請の実演が分配規程第6条に定める「分配対象カタログ」に該当するか否か等、事実の有無に関する確認を行わなければならない。	(申請内容の確認) 第6条 隣接権センターは、申請を受けた場合、隣接権センターの保管する資料との照合または <u>音楽の著作物に関する著作権等管理事業者</u> への照会等により、クレーム申請の実演が分配規程第6条に定める「分配対象カタログ」に該当するか否か等、事実の有無に関する確認を行わなければならない。	
【第8条】	他の規程と表記を統一した。	(分配額の算出) 第8条 申請者への分配額の算出については、分配規程第9条および「商業用レコード の貸与に係る報酬等分配規程細則」第6条の定めを準用し、 <u>受理した</u> 年度の終了時まで に行う。 (略)	(分配額の算出) 第8条 申請者への分配額の算出については、分配規程第9条および「商業用レコードの貸与に係る報酬等分配規程細則」第6条の定めを準用し、 <u>申請を受理した</u> 年度の終了時までに行う。 (略)	
【実施期日】	実施期日を追加する。	(新設)	10. この規程は、平成27年度以降に徴収した報酬等に適用する。	

▼尚未用レ- 条数	コード二次使用料分配規程細則 一変更内容	変更前	変更後
不双	改正履歴を追加した。	(新設)	平成29年2月18日一部改正
【第2条】	海外団体への分配額に対する手数料率を10%とする(新第2条第1項第(3)号)。表記を変更する。	(手数料及び法人会計の管理費に充てる金額の料率) 第2条 分配規程第4条第2項に定める手数料の料率は5%とする。 2 前項の定めに関わらず、分配規程第2条第(2)号に定める権利者に係る、分配 規程第4条第2項に定める手数料の料率は20%とする。 (新設) 3 分配規程第4条第3項に定める、法人会計の管理費に充てる金額の料率は 2%とする。	(手数料及び法人会計の管理費に充てる金額の料率) 第2条 分配規程第4条第2項に定める手数料の料率は、以下のとおりとする。 (1)分配規程第2条第(1)号に定める権利者 5% (2)分配規程第2条第(2)号に定める権利者 20% (3)分配規程第2条第(3)号に定める権利者 10% 2 分配規程第4条第3項に定める、法人会計の管理費に充てる金額の料率は2%とする。
		(分配対象楽曲の確定方法) 第3条 分配規程第6条第2項に定める分配対象楽曲のうち、邦盤についての確 定方法は、次のとおりとする。 (1)ポピュラー/フィーチャード・アーチスト 一般社団法人日本音楽著作権協会が実施する放送使用実態調査データを使用す る。	(分配対象楽曲の確定方法) 第3条 分配規程第6条第2項に定める分配対象楽曲のうち、邦盤についての確定方法は、次のとおりとする。 (1)ポピュラー/フィーチャード・アーチスト 音楽の著作物に関する著作権等管理事業者が実施する放送使用実態調査データを使用する。
【第3条】	一般社団法人日本音楽著作権協会以 外の事業者の使用実態調査データも 使用する為、表記を変更する。	(略) 2 分配規程第6条第2項に定める分配対象楽曲のうち、洋盤についての確定方法は、次のとおりとする。 (1)フィーチャード・アーチスト 一般社団法人日本音楽著作権協会が実施する放送使用実態調査データを使用する。 (2)ノンフィーチャード・アーチスト 一般社団法人日本音楽著作権協会が実施する放送使用実態調査データを使用する。	法は、次のとおりとする。 (1)フィーチャード・アーチスト <u>音楽の著作物に関する著作権等管理事業者</u> が実施する放送使用実態調査データを使用する。 (2)ノンフィーチャード・アーチスト
【実施期日】	実施期日を追加する。	(新設)	7. この細則は、平成27年度以降に徴収した二次使用料に適用する。

◆商業用レコードニ次使用料クレーム基金細則			
条数	変更箇所	変更前	変更後
	改正履歴を追加した。	(新設)	平成29年2月18日一部改正
【第6条】	外の事業者にも照会等を行う為、表記	(申請内容の確認) 第6条 隣接権センターは、申請を受けた場合、隣接権センターの保管する資料との 照合または <u>一般社団法人日本音楽著作権協会</u> への照会等により、クレーム申請の実演が分配規程第6条に定める「分配対象楽曲」に該当するか否か等、事実の有無に関する確認を行わなければならない。	との照合または <u>音楽の著作物に関する著作権等管理事業者</u> への照会等によ

条数	変更箇所	変更前	変更後
【第8条】	実務に則した表記に修正した。	コードニ 次使用料分配規程細則」第5条の定めを準用し、申請のあった年度の終	(分配額の算出) 第8条 申請者への分配額の算出については、分配規程第8条および「商業用レコードニ 次使用料分配規程細則」第5条の定めを準用し、 <u>申請を受理した</u> 年度 の終了時までに行う。 (略)
【実施期日】	実施期日を追加する。	(新設)	7. この規程は、平成27年度に徴収した二次使用料から適用する。

◆私的録音	◆私的録音補償金分配規程細則			
条数	変更箇所	変更前	変更後	
	改正履歴を追加した。	(新設)	平成29年3月6日一部改正	
【第2条】	・海外団体への分配額に対する手数料率を10%とする(新第2条第1項第(3)号)。 ・表記を変更する。	(手数料の割合) 第2条 分配規程第4条第1項第(1)号に定める手数料の料率は、3%とする。 2 前項の定めに関わらず、分配規程第2条第(2)号に定める権利者に係る、分配規 程第4条第1項第(1)号に定める手数料の料率は、20%とする。 (新設)	(手数料の割合) 第2条 分配規程第4条第1項第(1)号に定める手数料の料率は、以下のとおり とする。 (1)分配規程第2条第(1)号に定める権利者 3% (2)分配規程第2条第(2)号に定める権利者 20% (3)分配規程第2条第(3)号に定める権利者 10%	
	一般社団法人日本音楽著作権協会以 外の事業者の使用実態調査データも 使用する為、表記を変更する。	(分配対象となる実演の確定) 第5条 分配規程第7条第1項に定める分配対象となる実演の確定方法は次のとおりとする。 (1)放 送 ア ポピュラー/フィーチャード・アーチスト 当分の間、一般社団法人日本音楽著作権協会が実施する放送使用実態調査データを使用する。 (略) 2 前条の放送部門、市販録音物部門および貸レコード部門のうち、商業用レコード洋盤については、当分の間、一般社団法人日本音楽著作権協会が実施する放送使用実態調査データを使用する。	(分配対象となる実演の確定) 第5条 分配規程第7条第1項に定める分配対象となる実演の確定方法は次のとおりとする。 (1)放 送 ア ポピュラー/フィーチャード・アーチスト 当分の間、音楽の著作物に関する著作権等管理事業者が実施する放送使用実態調査データを使用する。 (略) 2 前条の放送部門、市販録音物部門および貸レコード部門のうち、商業用レコード洋盤については、当分の間、音楽の著作物に関する著作権等管理事業者が実施する放送使用実態調査データを使用する。	
【実施期日】	実施期日を追加する。	(新設)	10. この規程は、平成28年度以降にsarahから受領した補償金に適用する。	

◆私的録音	◆私的録音補償金クレーム基金細則			
条数	変更箇所	変更前	変更後	
	改正履歴を追加した。	(新設)	平成29年3月6日一部改正	
【第8条】	実務に則した表記に修正した。		(分配額の算出) 第8条 申請者への分配額の算出については、分配規程第8条および「私的録音補償金分配規程細則」第7条の定めを準用し、申請を受理した年度の終了時までに行う。	
【実施期日】	実施期日を追加する。	(新設)	9. この細則は、平成28年度以降にsarahから受領した補償金に適用する。	